

お知らせ



令和4年 7月25日

同時発表先：広島県政記者クラブ、三次記者クラブ
合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

江の川水系江の川等の特定都市河川指定にあわせ 「流域治水相談窓口」を開設します

自治体の様々な取組を技術的に支援！！

国土交通省では、令和3年11月に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和4年7月25日に、江の川水系江の川等計43河川を中国地方で初となる特定都市河川に指定しました。

指定にあわせて、市町等による様々な流域治水に関する取組に対し、現地で技術的に支援を実施する「流域治水相談窓口」を開設します。

問い合わせ先：国土交通省三次河川国道事務所

(担当) 副所長 (河川)

さいとう かずまさ
齊藤 一正

(担当) 建設専門官

おなが
尾長 ゆかり

TEL：(0824) 63-4121

FAX：(0824) 64-2240

URL：<http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>